

背景・課題

- 令和6年能登半島地震では、道路の隆起や亀裂等による通行障害が発生したことに加え、夜間にかけて災害が発生したため、有人での対応が困難な条件下における、ドローン飛行による情報把握の必要性が再認識された。
- 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(R6.7)においても、ドローンを活用した迅速な災害情報等の把握による初動対応能力の向上が必要と提言されたところ
- 災害現場でのドローンの活用に当たっては、高度な操縦技能を有する職員の育成が必要

施策の概要

- 消防本部等がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な操縦技能を持つ人材を育成するとともに、アドバイザー派遣制度により全国の消防本部や自治体の操縦者育成を図る。

財政措置(国費)

【R7予算額 0.1億円】

- ドローン技術指導アドバイザー（仮称）の育成とアドバイザー派遣制度を通じたドローン活用の普及啓発及び操縦者の育成を実施

事業のイメージ

① ドローン技術指導アドバイザー(仮称)の育成

- ・ ドローン活用の普及啓発等を行うドローン技術指導アドバイザー（仮称）を育成するための研修を実施
 - ① 研修実施場所：福島ロボットテストフィールド等
 - ② 対象者：ドローンの運用に際し指導的立場にある消防職員及び自治体の防災部局職員
- ・ アドバイザー（消防職員に限る）を対象に更なるスキルアップのため一等無人航空機操縦士の資格取得支援を実施（令和10年度まで）

アドバイザーによる人材育成

② アドバイザー派遣制度

アドバイザーが全国の消防本部等に対しドローンの運用方策に係る助言及び操縦者の育成を展開

- ① 対象：各消防本部、自治体の防災部局等
- ② 内容（講義・訓練）：ドローンの特性、関係法令、運用体制、活用事例の紹介、実機飛行展示・訓練等



財政措置(特別交付税)

- 消防職員の一等無人航空機操縦士（夜間・目視外の限定変更）の資格取得に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.5）

今後の取組・留意事項

- 全国の消防本部や自治体の防災部局については積極的にアドバイザー派遣制度を活用するほか、運用体制の整備や操縦員の継続的育成等に努め、ドローンによる災害対応力の高度化を図っていただきたい。

津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画等の策定

【新規】

背景・課題

- 令和6年能登半島地震に伴う輪島市での大規模火災では、警報等の発表に伴う津波警戒時には、津波浸水想定を勘案し安全を確保した上で消防活動を行う必要があることから、各消防本部において**事前に計画を策定しておくことの重要性**が改めて認識された。
- 「**輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書**」(R6.7)においても、津波警報下における安全・的確な消防活動を行っていくためには、**津波警報下における消防活動計画を策定することが必要と提言**された。
- 計画の策定に当たっては、気象台や有識者など専門家の意見を踏まえ、**津波の地域特性や過去の災害事例を考慮**することが必要

施策の概要

- 津波浸水想定区域を管轄する消防本部は、地域の実情に応じ、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画の策定に可能な限り早期に取り組むことが必要のため、消防庁では、策定すべき消防活動計画について、計画例を示し、計画策定を推進しているところ（R6.12.16通知）

財政措置(国費)

【R7予算額 50万円】

- 計画策定の支援として、未策定の小規模消防本部等に対し、**津波時の消防活動計画策定推進アドバイザーの派遣**を通じ、計画策定を促進する。

財政措置(特別交付税措置)

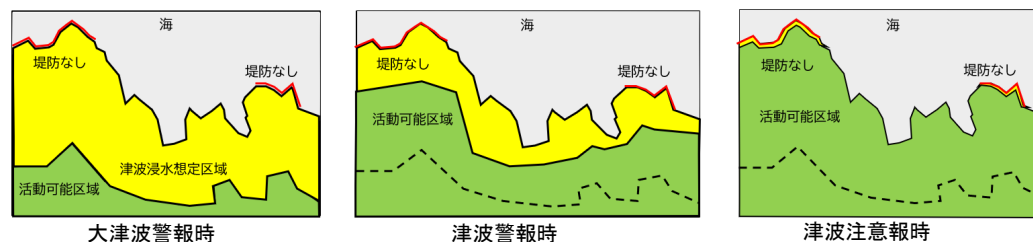
- 専門家等を招聘し開催する検討会に要する経費や、津波の高さ、津波警報の種別に応じた活動可能区域の設定のための津波災害シミュレーションに要する経費など、地方公共団体が行う**津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画策定に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.5）**

※期間:令和7年度～令和9年度

今後の取組・留意事項

- 計画の策定にあたっては、計画(例)を参考に、都道府県や市町村の担当部署と連携しつつ、気象台や有識者などの意見を踏まえた内容とするとともに、**必要に応じ専門家を含めた検討会等の開催や津波災害シミュレーション等を行い、地域の実情に応じた計画を策定**していただきたい。

警報等の種類に応じた活動可能区域設定のイメージ



背景・課題

- 「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会(平成27年7月)」を踏まえ、全国の消防吏員に占める女性比率を令和8年度当初までに5%に引き上げるため、消防吏員の女性比率の数値目標設定による計画的な増員、女性消防吏員の職域の拡大、女性専用施設の整備など、ソフト・ハード両面の環境整備について積極的な取組を要請
- ※ 令和6年4月1日現在の女性消防吏員比率は全体の3.7%(他職種女性比率:警察官11.7%(令和6年4月1日現在)、自衛官8.9%(令和5年度末現在))

施策の概要

- 女性消防吏員比率の数値目標(令和8年度当初までに5%)の達成に向け、消防本部における女性消防吏員の活躍推進に関する取組について支援

＜女性専用施設の整備＞



＜女性消防吏員活躍推進アドバイザー事業＞



＜女性消防吏員活躍推進モデル事業＞



財政措置(緊急防災・減災事業債・特別交付税措置)

- 緊急消防援助隊受援計画に緊急消防援助隊の受入施設として位置付けられる消防本部・消防署・出張所・消防学校(以下、「消防庁舎」という。)における女性専用施設の整備について、緊急防災・減災事業債の対象【令和7年度までの時限措置】
- 消防庁舎における女性専用施設(浴室、仮眠室等)の施設整備に要する経費(地方債を充当しない事業に限る。)について、特別交付税措置(措置率0.5、財政力補正あり)【令和7年度までの時限措置】

今後の取組・留意事項

- 「女性消防吏員の活躍推進に向けた取組の更なる推進について(令和6年3月29日付消防消第98号消防庁消防・救急課長通知)」を踏まえ、引き続き、積極的な取組をしていただきたい。

背景・課題

- 女性消防吏員の在籍する消防本部は全消防本部の8割強まで増加しており、消防隊や救急隊等の部隊運用に携わる女性消防吏員は全女性消防吏員の約半数まで増加。女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組を推進することが重要
- 災害が激甚化・頻発化する中、緊急消防援助隊等の派遣による広域応援の必要性が高まっており、女性消防吏員も被災地で活躍できる環境の整備が必要

施策の概要

- 災害派遣時等において男女ともに活躍できる環境を整備するため、応援派遣時に男女各々の宿営環境を確保するために必要な資機材の整備について支援

財政措置(普通交付税)

- 応援派遣時に男女各々の宿営環境を確保するために必要な資機材の整備について、普通交付税措置

【対象資機材】



簡易トイレ



更衣・仮眠用テント



区画用パーテーション

今後の取組・留意事項

- 幅広い採用広報活動やライフステージに応じた様々な配慮、消防庁舎における女性専用施設の整備など、**女性消防吏員が働きやすい職場環境の整備に取り組むとともに、緊急消防援助隊等の災害派遣時において男女ともに活躍できる環境の整備に取り組んでいただきたい。**

4 . 救急体制の確保

マイナ救急〔マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化〕

【拡充】

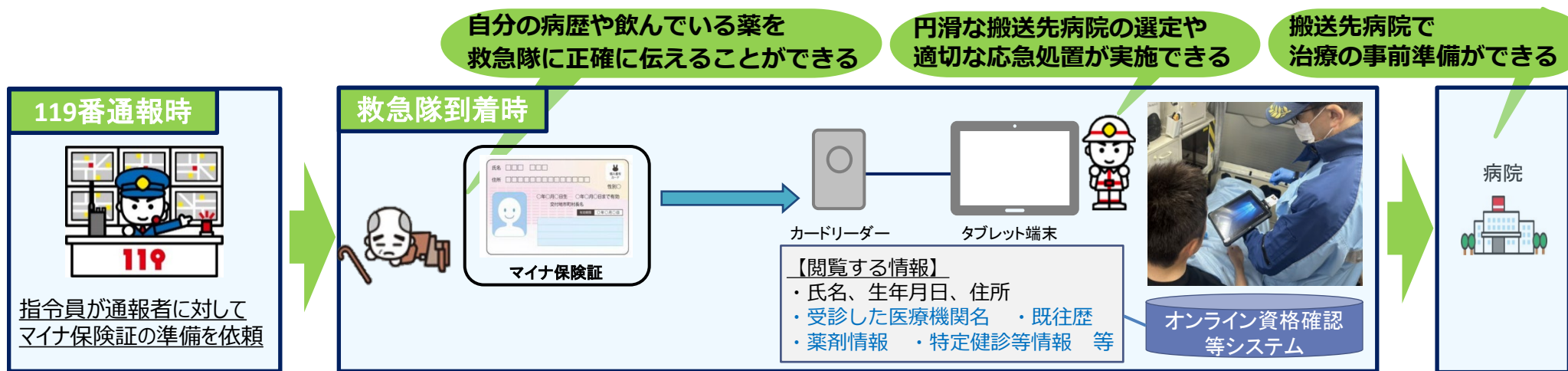
背景・課題

【国費】【R6補正予算額 20.6億円】

- 消防庁では、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組（マイナ救急）を推進しており、令和6年度は、67消防本部660隊の参画を得て、実証事業を行った。

実証事業に参加した救急隊からの声

- ・高齢者夫婦のみで、情報収集が困難だったが、マイナ保険証から情報を取得できた。・外出先の事故でお薬手帳を所持していなかったが、薬剤情報が分かった。
- ・頭痛の症状が強く会話が困難であったが、マイナ保険証から情報を取得できた。・意識障害で、家族も傷病者の情報を把握しておらず、マイナ救急が活動に役立った。



施策の概要

- 令和7年度に全国展開(660隊 → R6補正 3,800隊程度)を推進することとしており、今後、**全国の各消防本部**において、現在構築している救急隊専用のシステムを活用した実証事業を実施する。

今後の取組・留意事項

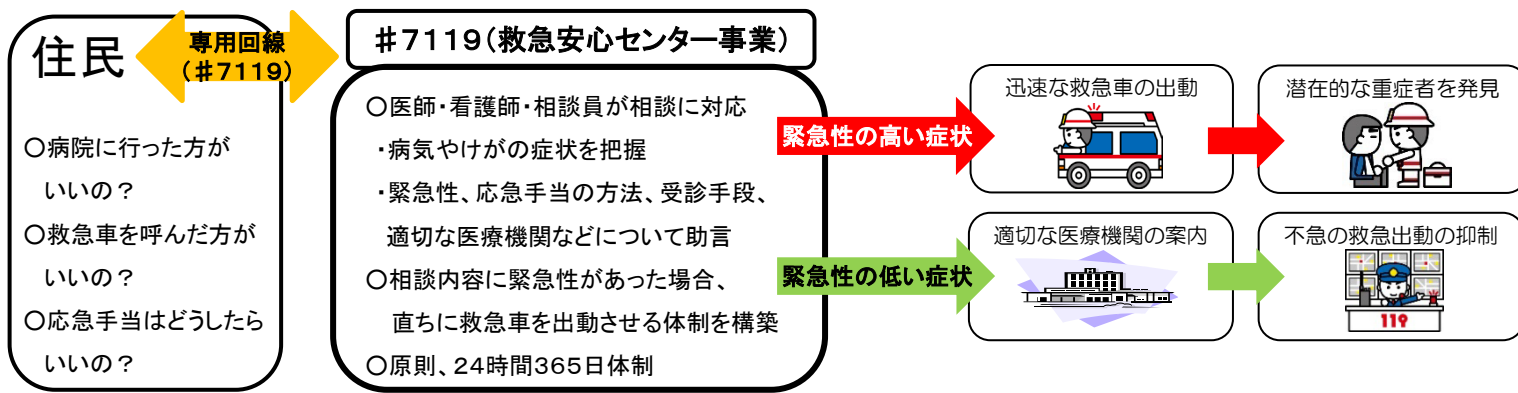
- 全国の各消防本部においては、**積極的にマイナ救急を実施していただきたい。**
- マイナ救急の認知度の向上を図るため、消防庁において、ショートムービーを作成する予定であり、また、マイナ救急の流れの説明、有用事例の紹介、**マイナ保険証の携行の呼びかけ**等を政府広報、ポスター、広報誌等により実施する予定である。**各地方公共団体においても、これらの広報資材も活用して、積極的に広報していただきたい。**

背景・課題

- 高齢化の進展、熱中症患者の増加、新興感染症の流行等により、今後も救急需要の増大及び多様化が懸念される中、不急の救急出動抑制や、救急医療機関の受診の適正化を図っていく必要がある。

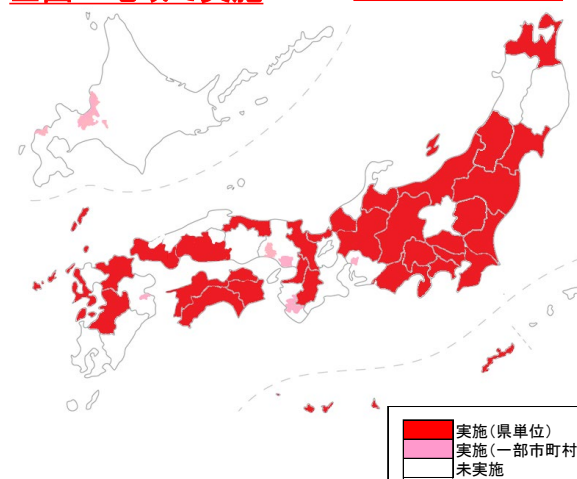
施策の概要

- 住民が急な病気やケガをしたときに、「救急車を呼んだほうがいいのか」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」など判断に迷った際の相談窓口として、医師・看護師・相談員から電話でアドバイスを受けることができる仕組み。
- 令和6年11月現在、36地域（都府県内全域：31地域、道県内一部：5地域）で実施。



全国36地域で実施

※令和6年11月現在



◆令和6年11月現在で管内に未実施地域を有する道県（一部離島等を除く）

北海道、岩手県、秋田県、群馬県、石川県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県

財政措置（補助金、地方債、特別交付税）

- 導入に要する経費：
 - ・ 消防防災施設整備費補助金（補助率1/3）
 - ・ 防災対策事業債
- 運用に要する経費について、特別交付税措置（措置率0.5）が講じられている。

今後の取組・留意事項

- ｾ7119については、各都道府県が原則として実施主体となることから、都道府県におかれては、「救急安心センター事業（ｾ7119）の全国展開に向けた取組について」（令和3年3月26日付け消防救第94号）等を踏まえ、未実施団体における早期の事業導入を図っていただきたい。

5. 地域防災力の中核となる消防団 及び自主防災組織等の充実強化

背景・課題

- 令和6年能登半島地震においては、消防団拠点施設が倒壊・損壊し、消防団車両や資機材等が持ち出せず、一部で迅速な初動対応が困難な例も確認された。
- 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(R6.7)では、今後発生が危惧される大規模災害等において、消防団が迅速に出動する体制を確保するため、消防団拠点施設(詰所)等の消防施設における耐震化等の必要性が提言されたところ。

施策の概要

- 大規模災害等に備え、消防団の出動体制を強化するため、消防団拠点施設の耐震診断を行い、耐震強化を図る。

財政措置

- 地方公共団体が行う消防団拠点施設の耐震診断に要する経費について、特別交付税措置(措置率0.7)

※耐震工事(適債経費)については、「緊急防災・減災事業債」が活用可能

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体においては、これらの措置も活用しつつ、消防団拠点施設の耐震強化に関する取組を積極的に講じていただきたい。



【令和6年能登半島地震により倒壊した消防団拠点施設】



【耐震診断のイメージ】

救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付

【拡充】

背景・課題

【国費】【R6補正予算額 20.2億円】

- 令和6年能登半島地震では、多数の道路損壊や土砂崩落等により、通常の消防車両の通行が困難となり、救助が必要な災害現場への迅速な進出が行えなかった事例が確認された。
- 能登半島地震を踏まえ、狭隘な道路や悪路を走行可能な機動性の高い小型車両を中心に、救助用資機材等を活用した、より現場の状況に近い実践的かつ効果的な教育訓練を実施し、即座に対応できる体制を構築していくことが必要。

施策の概要

- 能登半島地震等を踏まえ、**貸付対象車両にオフロードバイクを新たに追加した上、機動性の高い小型車両を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両を無償で貸し付け**、訓練を実施することにより、消防団の災害対応能力の向上を図る。
※本事業は、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業

今後の取組・留意事項

- **機動性の高い小型車両の整備を進めるとともに、実践的な教育訓練を通じて、災害対応能力の向上に努めていただきたい。**
- 消防車両の**定期的な点検整備や計画的な更新を徹底していただきたい。**

整備する車両・資機材（イメージ）

【救助用資機材等を搭載した消防車両】



（小型動力ポンプ積載車（3.5t未満））

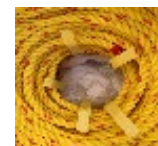


（オフロードバイク）

【搭載予定資機材（例）】



消防ホース



フローティングロープ



救命浮環



ガンタイプノズル



投光器



救命胴衣

消防団設備整備費補助金

【拡充】

背景・課題

【国費】【R6補正予算額 2.5億円】

- 今般の能登半島地震等を踏まえ、消防団の災害対応能力の一層の強化が不可欠であり、大規模災害等に備えた消防団の装備の更なる充実を図ることが必要。このため、女性を含め、全ての消防団員が比較的容易に取り扱える小型・軽量化された救助用資機材等の整備を推進。

施策の概要

- 消防団が整備する救助用資機材等に対する補助により、消防団の災害対応能力の向上を図る。
- 比較的軽量で容易に使用できる電気で駆動する救助用資機材をはじめ、身体を冷却する機能を有する「高視認性冷却衣」や、ドローンと一体的に整備する「タブレット端末」を新たに追加。

※本事業は、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業

財政措置

- 補助率：1／3（地方負担分2／3について、特別交付税措置（措置率0.8）（市町村分に限る。））
- 補助対象：都道府県（消防学校で使用するものに限る。）、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）

今後の取組・留意事項

- 小型・軽量化された救助用資機材等の整備を進めるとともに、資機材の定期的な点検整備や計画的な更新を行っていただきたい。

【補助対象資機材等】 各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可



新規追加



高視認性冷却衣



タブレット端末
(ドローンと一体的に整備するもの)

※1 油圧切断機及びチェーンソーは、電気で駆動するものを含む。

※2 救命胴衣等とは、救命胴衣のほか、浮環及びフローティングローブをいう。

※3 切創防止用保護衣等とは、切創防止用保護衣及び耐切創性手袋をいう。

※4 特定省電力無線局又はデジタル簡易無線局の携帯用無線機をいう。

消防団災害対応高度化推進事業

【拡充】

背景・課題

【国費】【R6補正予算額 0.7億円】

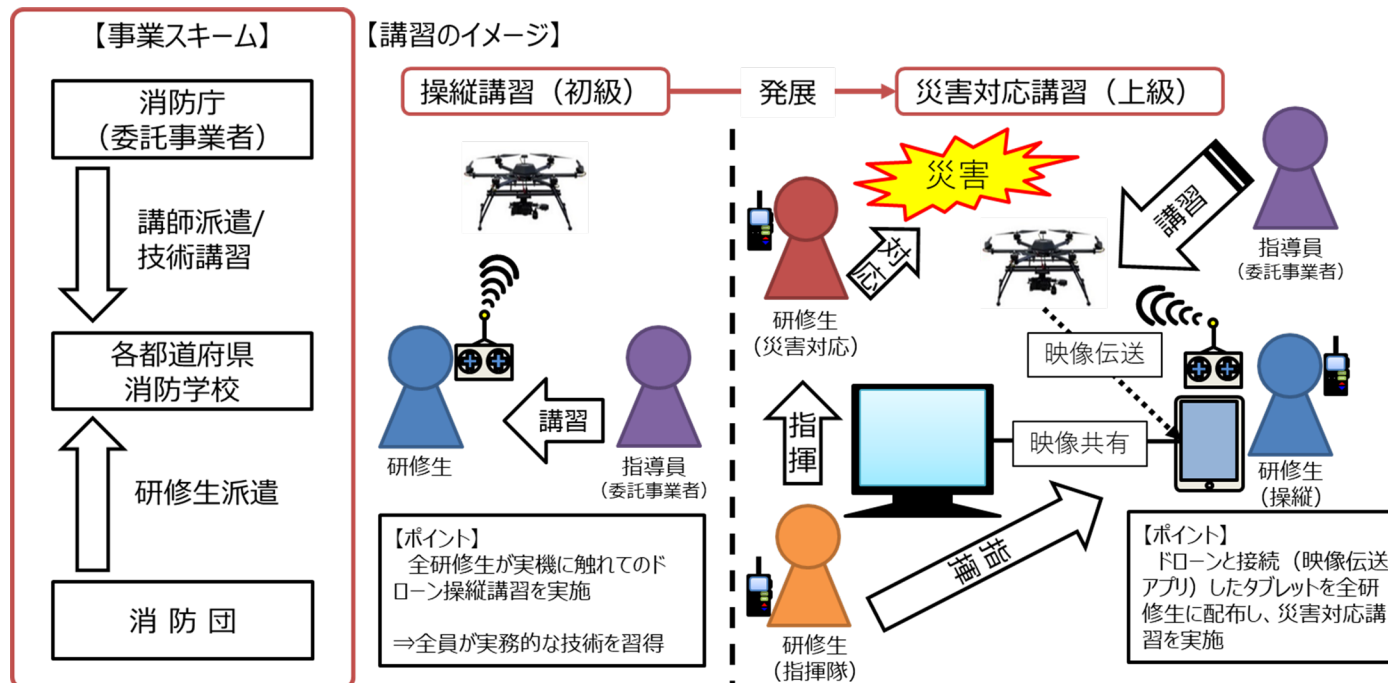
- 令和6年能登半島地震において、要救助者を迅速に救出できる体制づくりや、迅速な災害情報等の把握による初動対応能力の向上等の必要性が再確認されたところであり、消防団員の安全を確保しつつ、俯瞰的視点から迅速な情報収集ができるドローンの有効性が極めて高いことから、ドローンの活用が急務となっている。
- 他方で、消防団活動において、ドローンを活用する機会が少なく、またドローンの操縦技術を習得している団員が未だ少ない。

施策の概要

- 全国の消防学校で消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を元にした災害対応講習を実施。

今後の取組・留意事項

- ドローンの活用については、災害情報の早期把握等に有効となるほか、消防団に対する興味関心の醸成し、入団促進にもつながることから、団員確保の観点からも、本事業の積極的な活用を含め、ドローンの活用促進に向けた取組を進めていただきたい。



背景・課題

- 令和6年能登半島地震では、道路の隆起や亀裂等による通行障害が発生したことに加え、夜間にかけて災害が発生したため、有人での対応が困難な条件下における、ドローン飛行による情報把握の必要性が再認識された。
- 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(R6.7)においても、ドローンを活用した迅速な災害情報等の把握による初動対応能力の向上が必要と提言されたところ。
- 災害現場でのドローンの活用にあたっては、高度な操縦技能を有する団員の育成が必要であり、そのツールとして国家資格の取得が有効。

施策の概要

- 消防団員がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な操縦技能を持つ人材を育成し、消防団員の操縦者育成を図る。

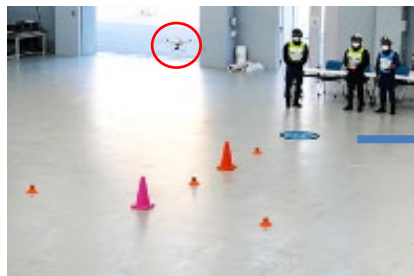
財政措置

- 消防団員が一等及び二等無人航空機操縦者技能証明を取得する場合に必要な経費について、特別交付税措置(措置率0.5)

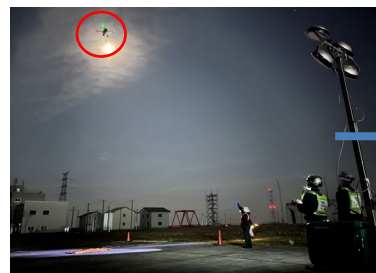
今後の取組・留意事項

- ドローンの活用については、災害情報の早期把握等に有効となるほか、消防団に対する興味関心の醸成し、入団促進にもつながることから、団員確保の観点からも、ドローンの資格取得の促進を含め、ドローンの活用促進に向けた取組を進めていただきたい。

資格取得講習のイメージ



スクエア飛行や8の字飛行等の高度な操縦



視認性が悪い夜間における操縦

※○はドローン

【イメージ】



消防団の力向上モデル事業

【拡充】

背景・課題

【国費】【R7予算額 3.8億円】

- 災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、社会環境の変化に対応した消防団運営等の普及・促進が必要。
- 消防団員数が年々減少する中、女性消防団員数は増加を続けており、今後、女性の活躍推進に向けて、女性が活動しやすい環境を整備していくことが重要。

施策の概要

- 社会環境の変化に対応した消防団運営等の普及・促進に向け、消防団の充実強化につながる地方公共団体の創意工夫を凝らした様々な分野の地方公共団体の取組をモデル事業として支援し、その成果を全国へ横展開する。
- 特に、能登半島地震等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上を図る取組や女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援する。

今後の取組・留意事項

- 企業等と連携した入団促進やデジタル技術の活用促進、消防団活動に必要な免許等の取得支援等のほか、特に、消防団の災害対応能力の向上を図る取組や、女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組に積極的に力を入れていただきたい。
- 本事業による取組の実施後は、その効果検証を行うとともに、取組の成果を踏まえて新たな実施計画を策定するなど、本事業の活用後も計画性かつ発展性のある取組を実施していただきたい。

消防団の力向上モデル事業の例

全額国費（上限500万円）

【資機材取扱訓練】



【女性の活動環境整備】



【デジタル技術の活用促進】



【免許等取得環境の整備】



背景・課題

【国費】【R7予算額 1億円】

- 近年、災害が多発化、激甚化している中、地域の安全・安心を十分に確保していくためには、常備消防や消防団のみならず、自主防災組織等の活性化が不可欠となっている。
- また、自主防災組織等の活性化は、幼少期から若年層に防災意識が醸成され、未来の消防団の担い手育成に繋がるなど、地域防災力の充実強化のための副次的な効果も期待される。

施策の概要

- 自主防災組織や少年消防クラブ、女性防火クラブの活性化につながる地方公共団体の取組について全額国費(上限200万円)で支援し、その成果を全国へ横展開する。

今後の取組・留意事項

- 特に、**女性の視点を反映させた取組に積極的に力を入れていただきたい。**
- 本事業による**取組の実施後は、その効果検証を行うとともに、取組の成果を踏まえて新たな実施計画を策定するなど、本事業の活用後も計画性かつ発展性のある取組を実施していただきたい。**

自主防災組織等活性化推進事業のイメージ

- 自主防災組織等の立ち上げ支援・担い手確保



自主防災組織の立ち上げ支援



少年消防クラブの立ち上げ支援

- 災害対応訓練・計画策定



避難訓練



避難所運営訓練

- 防災教育・啓発事業



災害等体験学習



応急手当訓練



先進事例研修



地域の防災計画策定

全額国費(上限200万円)

防災意識向上プロジェクト

【拡充】

背景・課題

【国費】【R7予算額 0.3億円】

○近年、災害が激甚化・頻発化している中、自助・共助の担い手となる地域住民の防災意識の向上を図ることが重要。

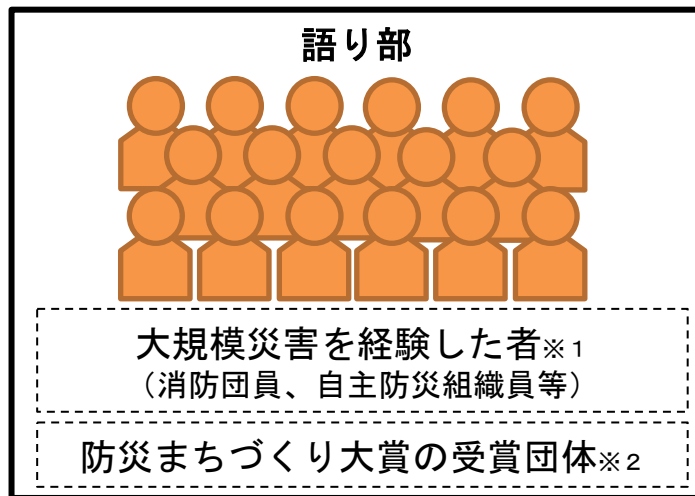
施策の概要

- 大規模災害(地震、風水害等)での活動体験及び防災に知見を有するものを語り部として消防庁が委嘱し、市町村(特別区を含む)が開催する防災講演会等の講師として派遣(派遣費用(旅費や謝金等の費用)は消防庁が負担)。
- 令和7年度より、令和6年能登半島地震を経験した方を語り部として派遣し、住民の更なる防災意識の向上を図る。

今後の取組・留意事項

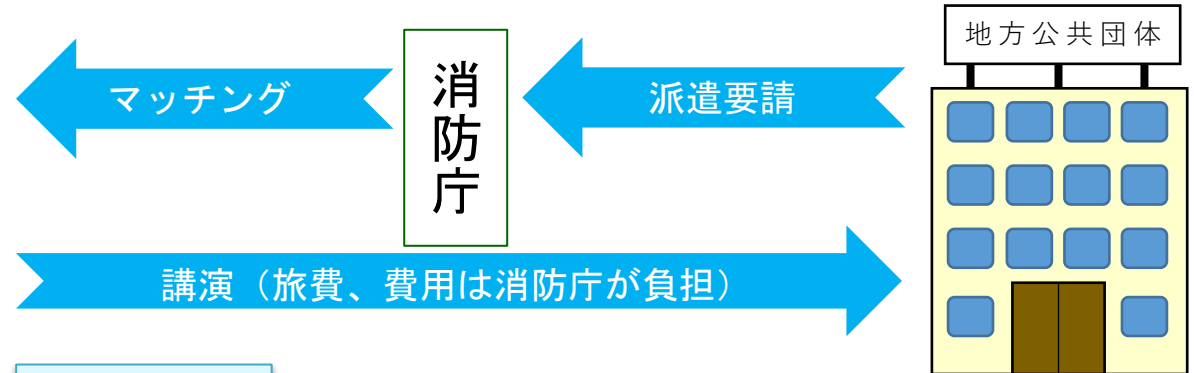
- 市町村においては、本事業を積極的に活用いただき、住民の防災意識向上に取り組んでいただきたい。
- また、大災害を経験した語り部について、積極的に推薦いただきたい。

事業実施のスキーム



※1 大規模災害を経験した者は都道府県の推薦に基づき消防庁から語り部として委嘱

※2 防災まちづくり大賞を受賞した団体に所属する者



講演の様子



地域防災力充実強化推進事業

【継続】

背景・課題

【国費】【R7予算額 0.3億円】

○第27次消防審議会の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」(平成26年7月3日)における提言を受け、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るとともに、地域住民や自主防災組織をはじめ、教育、医療・福祉関係者等を含めた各界各層の連携を深めることを目的として、平成27年度から開催。

施策の概要

○地域防災に関する基調講演、活動事例発表、パネルディスカッション等を内容とする大会を国費で実施。
○毎年度1か所で開催してきた大会を、令和7年度より、消防庁委託事業(上限500万円)として地方公共団体が主体となり複数個所で開催する形式に見直しを図る。

今後の取組・留意事項

○各地方公共団体においては、本事業を積極的に活用いただき、地域防災力充実強化を推進するための取組を実施していただきたい。

開催内容のイメージ

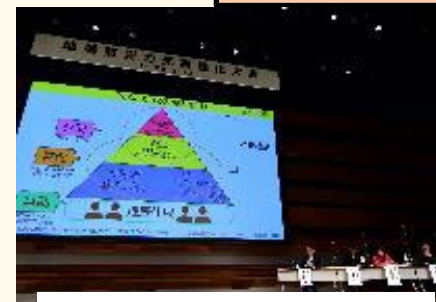
全額国費(上限500万円)



基調講演



活動事例発表



パネルディスカッション



防災パネル展示



災害体験コーナー



防災用品展示

7. 火災予防対策の推進

背景・課題

- 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(R6.7)において、感震ブレーカーの普及推進が必要であると提言された
(感震ブレーカーの全国設置率:5.2%(令和4年9月時点 内閣府世論調査))
- 「防災基本計画」(R6.6)及び「国土強靱化計画」(R6.7)においても、国・地方公共団体として、新たに「感震ブレーカーの普及・推進」に努めるものと位置づけられたところ

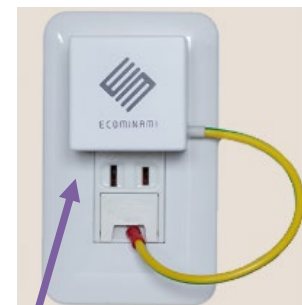
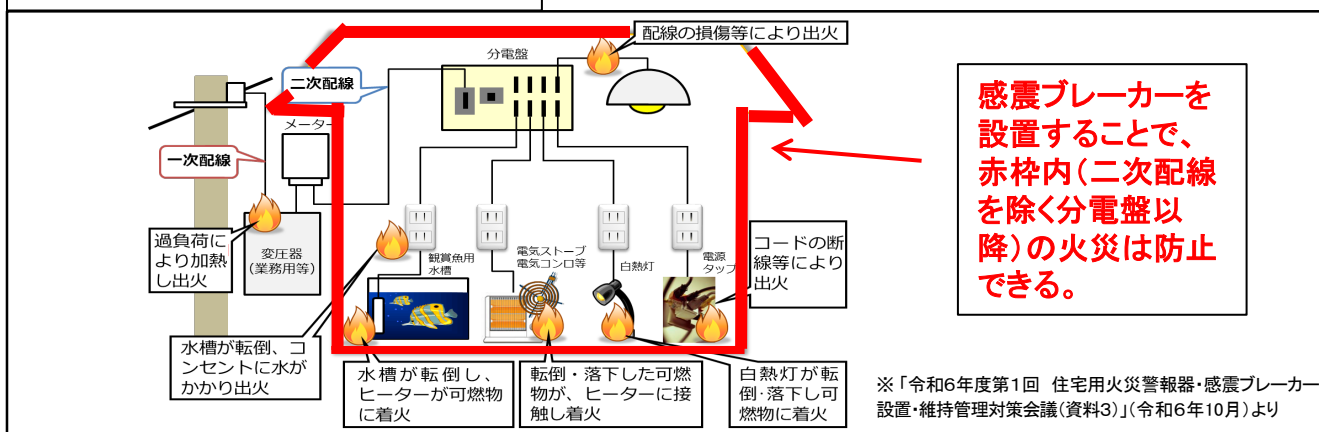
今後の取組

- 地方公共団体は、防災基本計画の改定も踏まえ、地域防災計画の見直しが必要
- 消防庁では、地方公共団体の取組を推進するため、令和6年度中に感震ブレーカーの普及推進に係るモデル計画を策定し、通知予定
- 地方公共団体は、モデル計画を踏まえ、感震ブレーカーの普及に向けた具体的な計画を策定し、普及推進に取り組むことが必要

財政措置

- 地方公共団体が行う感震ブレーカーの普及啓発に要する経費について、特別交付税措置(措置率0.7)

電気に起因する出火の可能性がある主な部位



コンセントに設置し、強い揺れを感知して分電盤の主ブレーカーを落とし電気を遮断



ブレーカーに設置し、強い揺れでおもりが落下し電気を遮断

住宅における電気火災対策について

【継続】

近年、電気器具類※を原因とする火災(家電製品や電気配線を原因とする火災)は増加しており、平成25年は1,431件だったが、令和5年には2,136件であり住宅火災の原因の第1位となっている。そこで、消防庁では、令和5年度に「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会」において、どのような背景で電気火災が発生しているのか等について、調査・分析を行った。その結果を踏まえて**火災予防啓発映像を作成したため、注意喚起を実施いただきたい。**

※ 家庭内で使用される「電子レンジ」、「延長コード」や「電源コード」などの電気機器、電気製品など。

住宅火災件数及び電気器具類出火件数の推移



プラグがショート（トラッキング現象）し火災に至る再現実験の様子



モバイルバッテリー火災の再現映像



電子レンジ（庫内）火災の再現映像

電気器具類を原因とする事例及び対策について

○プラグ

事例 プラグにホコリが溜まった状態で使用したため、差し刃間でショート（トラッキング現象）し火災となった。

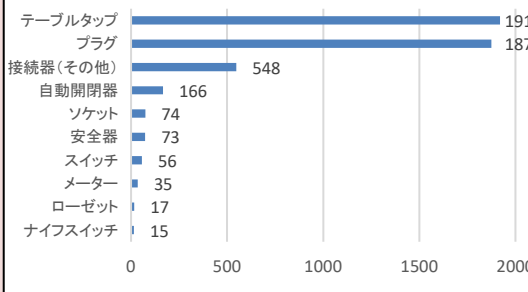
対策 → 定期的にプラグを点検・清掃し、プラグが抜けかけていないか確認する。

○リチウムイオン蓄電池

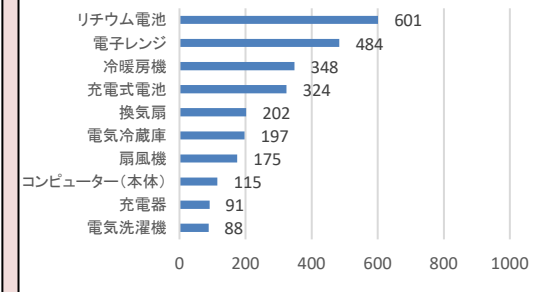
事例 落下したモバイルバッテリーを使用していたところ火災となった。

対策 → 破損・膨張などの異常のある場合は使用しない。リチウムイオン蓄電池は熱くなる場所に放置しない。

過去10年間の電気器具類による累計出火（住宅火災）件数



配線に付属する器具



電気機器

「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会」資料より

上記の他、廃棄物処理施設等（廃棄物処理施設、塵芥車）における充電式電池による火災の状況や対策についても検討を実施。（詳細についてはHP参照）

消防庁では、住宅における電気火災に係る防火安全対策の周知のため、消防庁ホームページやSNS、全国火災予防運動等の機会を捉え、関係省庁、関係機関、関係団体、メーカーとも連携しながら広報活動を実施。

住宅防火対策の推進（住宅用火災警報器の設置・維持管理）

【継続】

背景・課題

- 住宅火災による死者が令和3年以降増加傾向にあることから、引き続き住宅防火対策を推進する必要がある。
- 住宅用火災警報器の設置率は、令和6年6月時点で84.5%であり、依然として2割近くの世帯が未設置という状況にある。
- 全ての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務づけられた平成23年6月1日から10年以上経過し、消防庁の調査によると設置から10年が経過した機器の交換が十分に進んでいない状況にあり、電池切れや本体内部の電子機器の劣化により火災時に適正に作動しないことが懸念されていることから、交換・維持管理対策が重要である。

施策の概要

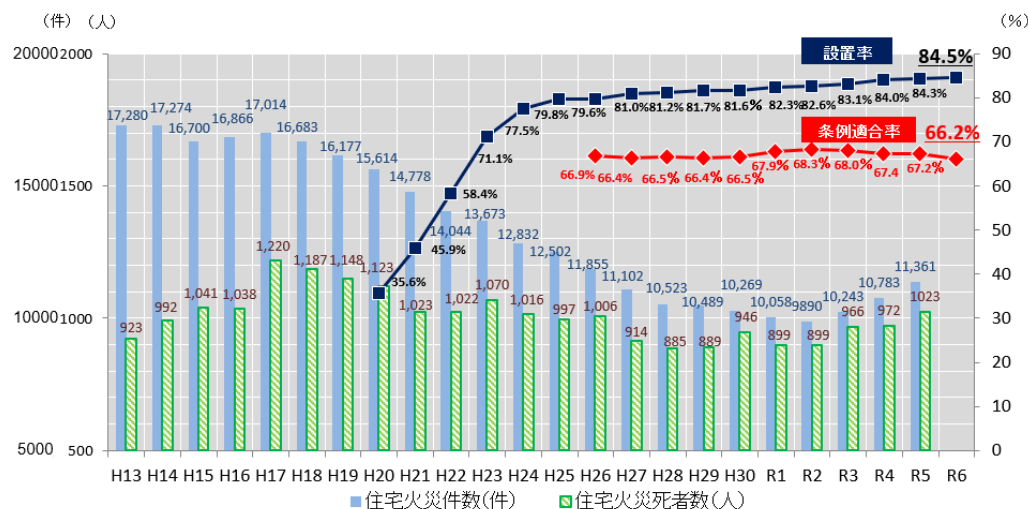
- 住宅防火対策を推進するため、全国火災予防運動をはじめ、様々なイベントにて広報啓発を実施。
- 住宅用火災警報器の設置率の向上及び機器交換等維持管理を徹底するため、広報を実施。

財政措置

- 住宅用火災警報器の設置・維持管理に係る周知・広報活動については、引き続き地方交付税措置の対象とされている。

今後の取組・留意事項

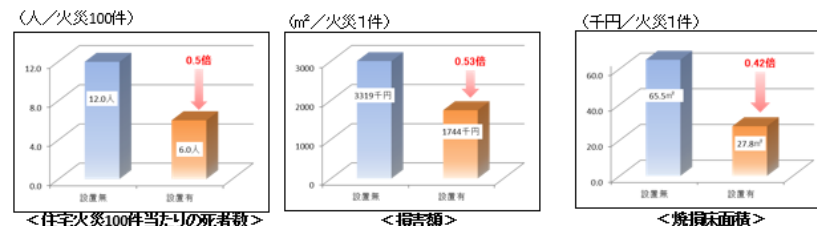
- **引き続き、平時の住宅防火対策、住宅用火災警報器の設置・維持管理及び大規模地震発生時における地震火災・通電火災を防ぐための出火防止対策の周知などの対策を積極的に推進していただきたい。**



住宅用火災警報器の普及と住宅火災の状況

	都道府県	経過年数率				故障率		
		10年経過した	10年経過していない (交換済みのため)	10年経過していない (未交換から未経過)	不明	異常なし	電池切れ・故障	不明
令和5年	全国	32.0%	13.3%	31.8%	22.8%	92.9%	2.9%	4.2%
	東京	30.1%	18.8%	26.3%	24.8%	94.7%	4.6%	0.7%
令和6年	全国	29.9%	13.6%	30.1%	26.4%	93.6%	3.0%	3.4%
	東京	31.9%	13.8%	23.7%	30.7%	87.8%	5.2%	6.9%

住宅用火災警報器の地域別経過年数および故障率



住宅用火災警報器の設置効果

8. 地方公共団体等の 災害対応能力の強化

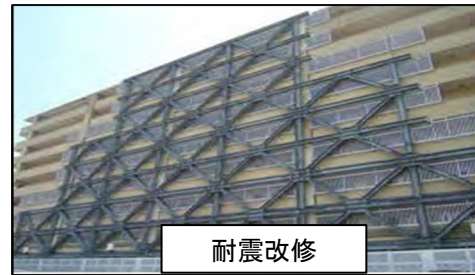
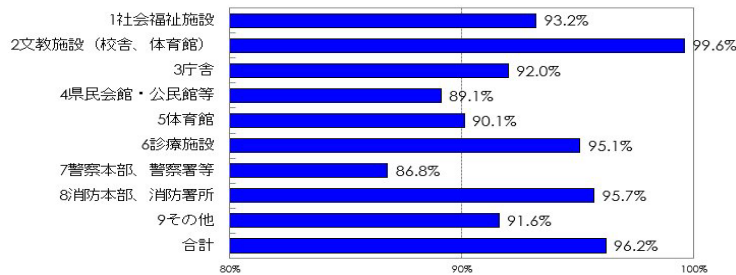
背景・課題

- 災害時の地方公共団体の適切な初動対応及び迅速・的確な災害応急対策を実現するため、災害応急対策の拠点となる公共施設等の耐震化や非常用電源の確保に取り組むことが必要

施策の概要

- 公共施設等の耐震化や非常用電源の整備等

＜施設区分別の耐震化推進状況(令和4年10月1日現在)＞



財政措置(緊急防災・減災事業債)

【庁舎耐震化】

地域防災計画上、耐震改修を進める必要があるとされた公共施設等の耐震化

【庁舎建替】

- ①早急に耐震化を行う必要があり、全部改築することがやむを得ないと認められる消防署所等
- ②未耐震の自治体本庁舎、消防本部・消防学校等の建替えに併せて整備する次の施設(※)
 - ア 災害対策本部の設置に係る施設(災害対策本部員室など)
 - イ 応援職員の受入れに係る施設(応援職員が執務を行うためのスペース)
 - ウ 災害応急対策に係る施設(一時待避所、物資集積所など)

※ 自治体本庁舎は令和3年8月から、消防学校・消防本部等は令和4年度から対象

【非常用電源】

非常用電源の設置に加え、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策や機能強化

今後の取組・留意事項

- 緊急防災・減災事業債も活用し、計画的に公共施設等の耐震化及び非常用電源の整備等に取り組まれない。

応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備

【新規】

背景・課題

- 令和6年能登半島地震では、特に発災直後の奥能登地域において、宿泊施設を確保することが困難であったため、応援職員は被災した庁舎の床で睡眠をとるなど、厳しい環境下での活動を余儀なくされた
- 応援職員をはじめとする災害対応に従事する者が、現場において必要な活動ができるようにするためには、被災地における宿泊施設の確保など、災害対応に従事する職員の健康面での環境整備が必要

施策の概要

- 応援職員の宿泊環境を確保するための宿泊機能を有する車両の整備

財政措置(緊急防災・減災事業債) (令和7年度から)

- 地方公共団体が行う応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体は、災害時に速やかに応援職員の宿泊環境を整え、応援職員を発災直後から継続的に災害対応に従事させることができるよう、**民間事業者との協定締結による車両確保**という方法に加え、**宿泊機能を有する車両の整備に取り組ま**れたい。



想定される宿泊機能を有する車両の一例

災害応急対策を継続するための移動式燃料給油機の整備

【新規】

背景・課題

- 令和6年能登半島地震では、地震等の影響によりガソリンスタンドが営業困難な状況となり、災害応急対策を行う車両や非常用発電機に必要な燃料が不足する等、燃料確保・供給が課題となった

施策の概要

- 移動式燃料給油機の整備

※移動式燃料給油機

ガソリンスタンドが使用困難な場合等に、地方公共団体が石油商業組合等と協力し、移動式燃料給油機を、被害状況に応じた場所へ設置し、燃料を積んだタンクローリーと直結することで給油が可能

財政措置(緊急防災・減災事業債) (令和7年度から)

- 地方公共団体が行う移動式燃料給油機の整備

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体は、災害応急対策を継続して行うことができるよう、災害発生時の燃料確保・供給体制を構築するための移動式燃料給油機の整備に取り組まれない。



【移動式燃料給油機】



【災害応急対策を行う車両へ給油】

背景・課題

- 令和6年能登半島地震では、交通の途絶等による孤立地域への物資輸送が困難になる状況が発生したことを踏まえ、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、輸送手段の確保に努めることが必要

施策の概要

- 災害発生時に孤立地域等への物資輸送や被害状況の把握、住民への情報伝達を行うために地方公共団体の防災部局が管理・運用するドローンの整備
- 運用する地方公共団体の職員の育成



財政措置

- 地方公共団体の防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能
- ドローン技術指導アドバイザー（仮称）の育成とアドバイザー派遣制度を通じたドローン活用の普及啓発及び操縦者の育成を実施【R7予算額 0.1億円】

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、物資輸送が可能となるようドローンの整備や運用する職員の育成に取り組まれない。
- 上記、緊急防災・減災事業債の対象とするドローンは、地方公共団体の防災主管部局が整備し、管理・運用するドローンであり、同事業債の活用に当たり、事前に、消防庁へ「地方公共団体災害対応ドローン整備・運用事業計画」を提出することが必要（令和7年度の手続については、別途通知予定）。

※令和6年度の手続は「地方公共団体の防災主管部局における災害対応ドローンの活用について」（令和6年4月1日付消防災第70号）を参照

背景・課題

- 災害発生時、トイレが確保できなくなった場合、避難所における良好な生活環境の確保や、ボランティアを含む地方公共団体の災害応急対策に従事する者の継続的な活動が困難
- 被災地の状況に応じ、機動性や衛生面により優れたトイレカーを多様な場面で活用することが有効

施策の概要

- 避難所における良好な生活環境や災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備

財政措置(緊急防災・減災事業債)

- 地方公共団体が行うトイレカーの整備

活用目的	想定される活用場面
良好な生活環境の確保	・避難所 等
災害応急対策の継続性の確保	・災害対策本部設置庁舎などの災害対策拠点 ・災害応急対策の活動現場 等



今後の取組・留意事項

- 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、避難所における良好な生活環境や災害応急対策の継続性を確保することができるよう、トイレカーの整備を進めていただきたい。

背景・課題

- 令和6年能登半島地震においては、被災者から、栄養バランスがとれた適温の食事がなかなか提供されなかったとの声や、単調なメニューの改善を求める声があった
- その一方、公共施設において、セントラルキッチン方式で奥能登地域の避難所に配食し、食事支援を行う取り組みが新たに行われたところ

施策の概要

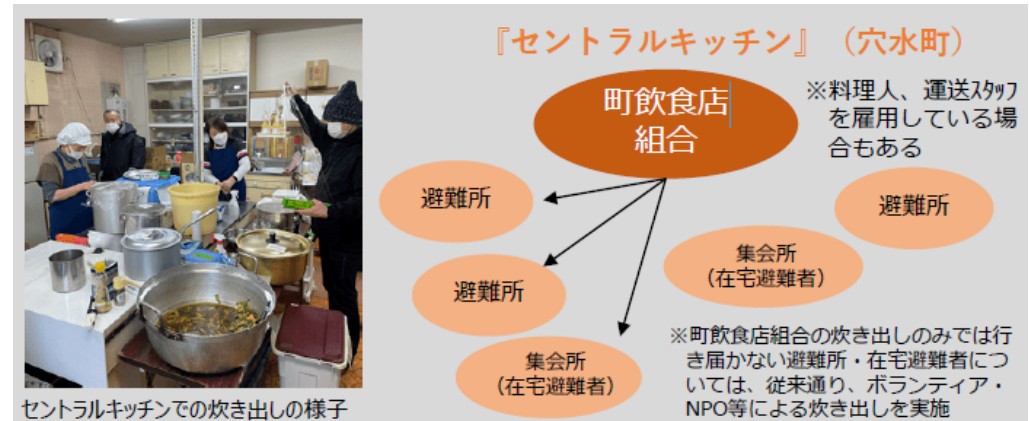
- 発災時にセントラルキッチンとして活用される公共・公用施設の耐震化や非常用電源などの整備

財政措置(緊急防災・減災事業債)

- **地方公共団体が行う、発災時にセントラルキッチンとして活用される公共・公用施設の耐震化や非常用電源などの整備**
※ 地域防災計画上、「災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設」として位置付けることが必要

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体においては、発災時に、温かく、栄養バランスがとれた食事を被災者に提供できるよう、学校給食施設等の公共・公用施設の調理場を災害時にセントラルキッチンとして活用するため、これらの施設について、**耐震化や非常用電源の整備などに取り組みたい。**



(令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ会議資料より抜粋)

市町村の災害対応力強化のための研修・訓練

【継続】

背景・課題

- 市町村長は、災害時にリーダーシップを発揮し、的確な災害対応を行うことが求められることから、市町村長の災害対応力強化のための研修・訓練を実施

施策の概要

【市町村長の災害対応力強化のための研修】

- ・市町村長が災害時に的確に判断し、迅速に指示が出せるよう個別面談方式により行う実践的な研修
- ・避難指示の発令等、様々な状況を付与したシナリオ非提示型訓練

【全国防災・危機管理トップセミナー】

- ・有識者、災害を経験した市町村長による講演

今後の取組・留意事項

- 消防庁では、引き続き、このような研修・訓練を通じて、市町村長の災害対応力の強化を図ることとしており、積極的な参加をご検討されたい。
- 災害対応を経験された市町村長の教訓・知見をまとめた以下の冊子を刊行しているので、積極的に事務の参考とされたい。「市町村長による危機管理の要諦」「災害対応事例集」

詳しくはこちら
(消防庁HP)



市町村長の災害対応力強化のための研修

前期

後期

募集

● 令和7年4月頃

● 令和7年9月頃

日時

● 令和7年6月頃 (20名×7回)

● 令和7年11月頃 (20名×5回)

場所

● 個別面談方式(対面・オンライン方式)

イメージ



市町村長の受講の様子(対面方式)



市町村長の受講の様子(オンライン方式)

全国防災・危機管理トップセミナー

市区長

町村長

● 令和7年4月頃

● 令和7年9月頃

● 令和7年6月4日(予定)

● 令和7年11月19日(予定)

● 全国都市会館(予定)

● 東京都内を予定



講演の様子



会場の様子

災害時における携帯電話事業者の保有する位置情報の提供【新規】

背景・課題

○要救助者に重大な危険が切迫しており、早期に発見するために位置情報の提供を受けることが不可欠であると認められる場合、救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関からの要請に基づき、携帯電話事業者は、要救助者の位置情報を取得・提供できることとなっている※。

※1 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」

施策の概要

○令和6年1月の能登半島地震対応において判明した課題を踏まえ、事業者、関係府省庁及び有識者による協議により、**災害時※2における位置情報の要請・提供フロー**について、以下の点が整理された(令和6年6月28日付け消防情第173号)。

- ① 要請主体としてガイドラインに記載されている「その他これに準ずる機関」として、都道府県・市町村災害対策本部が含まれる
- ② 災害時における緊急の場合は、携帯電話番号が不明であっても、氏名・住所等により要請が可能
- ③ 現在の位置情報が確認できない場合、最後に確認された位置情報の提供が可能

※2 災害とは無関係の事案(急病等)における要請については、従前どおり携帯電話番号を特定し要請するものとする(令和4年3月30日付け消防情第181号)。



今後の取組・留意事項

○地方公共団体においては、災害時における携帯電話事業者に対する要救助者の位置情報提供要請を積極的に活用いただきたい

9. 国民保護施策の充実強化

背景・課題

【国費】【R6補正予算額 0.1億円】

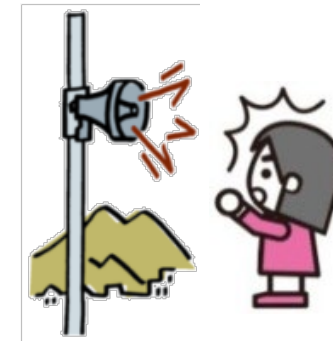
- 我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している中で、弾道ミサイル飛来時などの国民保護事案時の避難行動について、広く周知を促進することが重要である。

弾道ミサイル飛来時に取るべき行動



- ・「弾道ミサイル飛来時の行動」についての詳細は内閣官房国民保護ポータルサイトに掲載。
※リーフレットもダウンロード可能

国民保護に係る警報のサイレン音



- ・警報が市町村から住民に伝達される際には、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に、原則としてサイレンを使用して注意喚起が図られる。
- ・サイレン音の音声データは内閣官房国民保護ポータルサイトに掲載。

今後の取組・留意事項

- 住民等への積極的な広報への取り組みをお願いしたい。
- 地方公共団体の首長を含む職員に対しても、研修会や説明会等の機会をとらえ、避難行動を含めた国民保護施策の一層の周知と理解促進への取り組みをお願いしたい。
- 避難行動の周知促進に係る動画を今後作成予定のため、当該取組において活用いただきたい。

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の新型受信機の整備・ 連携する情報伝達手段の多重化等

【拡充】

背景・課題

- Ｊアラート受信機について、これまで市町村で一律に発信されていた避難情報を、地域単位で発信できるよう、令和8年度出水期を目処に行われる防災気象情報体系の見直し等に合わせてプログラムを改修する予定であり、当該見直し等に先立つ令和7年度より新型Ｊアラート受信機の整備が可能になる。
- 1手段のみの情報伝達手段によりＪアラート情報を配信している自治体がある。

施策の概要

- 地方公共団体における令和7年度中の新型Ｊアラート受信機の導入を促進し、地域単位での避難情報の発信や防災気象情報体系の見直しに対応した情報伝達手段の整備を推進する。
- 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）と連携していない情報伝達手段の新たな連携（多重化）を推進する。

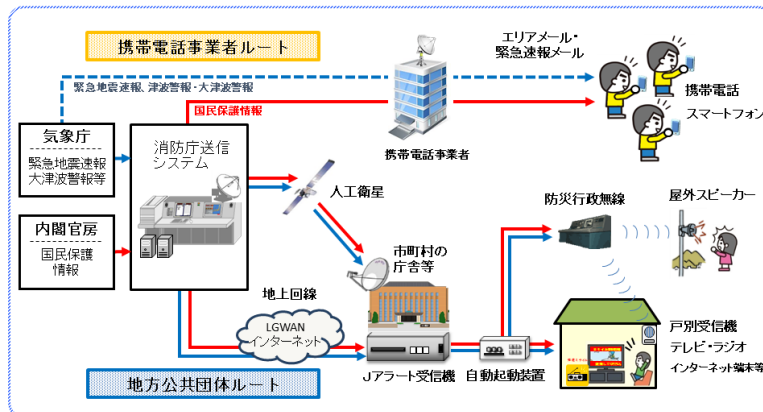
財政措置

- Ｊアラートの情報伝達手段の多重化については、緊急防災・減災事業債の対象とされている。
- **令和7年度までに行う新型Ｊアラート受信機の整備についても、緊急防災・減災事業債の対象とされている。**

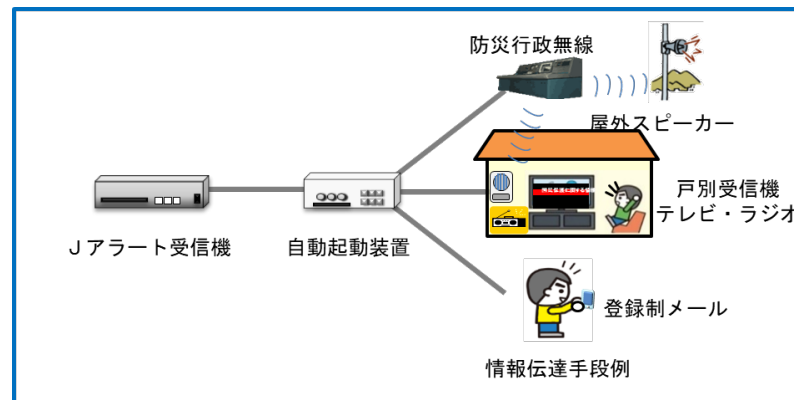
今後の取組・留意事項

- **新型Ｊアラート受信機は、防災気象情報の体系の見直し等を踏まえた運用変更に対応できるよう整備を進めていただきたい。**
- **一人でも多くの住民が、迅速かつ確実に避難を実施できるようにするため、引き続きＪアラートの情報伝達手段の多重化に適切に取り組んでいただきたい。**

【Ｊアラートシステム概要】



【Ｊアラートと連携する情報伝達手段の多重化 事業概要】

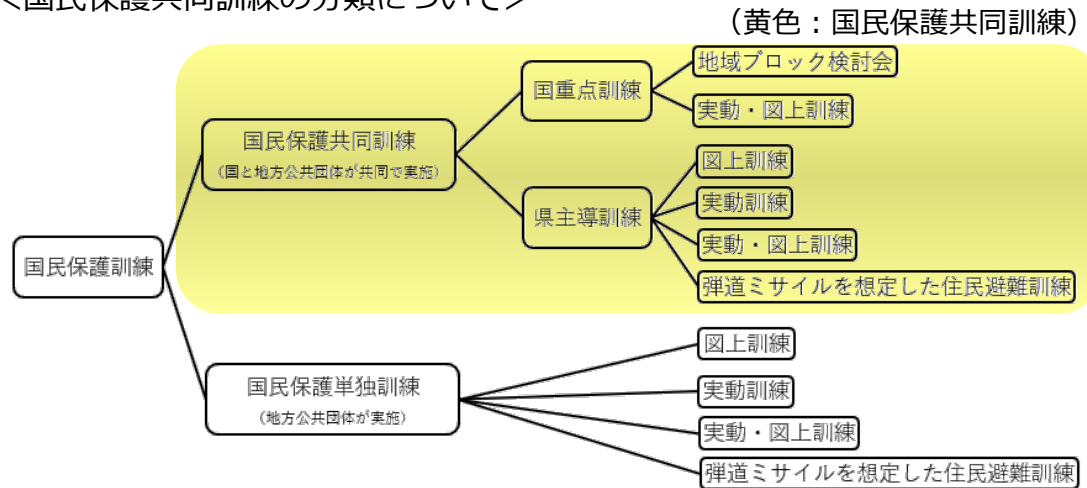


【国費】【R7予算額 1.2億円】

○ 弾道ミサイル攻撃、大規模テロなどの国民保護事案への対処能力の向上を図るため、国と地方で共同訓練を実施。

【事業のイメージ】

＜国民保護共同訓練の分類について＞



【図上訓練】



【実動訓練】

＜国民保護共同訓練について＞

国と地方公共団体が共同で訓練を企画・実施する

- 国重点訓練：国が訓練内容を企画・立案し、県域を跨ぐ避難訓練など、都道府県単独では実施困難かつ高度な訓練を実施
- 県主導訓練：主に都道府県が訓練内容等の企画・立案し、国が支援を行い訓練を実施



【弾道ミサイルを想定した住民避難訓練】

【留意事項】

○ 国民保護措置への理解やノウハウの蓄積を更に図るため、国と地方公共団体の共同訓練を積極的に実施していただきたい。

【国費】【R7予算額 0.06億円】

- 各地で行われている弾道ミサイルを想定した住民避難訓練について、緊急一時避難施設の使用や要配慮者の避難など、実践的な取組に関する調査・検証を行い、優良事例集を作成、地方公共団体に提供することにより、より一層効果的な訓練の実施を促進する。

【優良事例のイメージ】

緊急一時避難施設への避難

優良事例の特徴	都市部において人が多くいる時間帯に弾道ミサイルが発射され、その場に居合わせた歩行者・観光客などが、都道府県又は指定都市の長が予め指定した緊急一時避難施設に指定する地下街に避難。
主要訓練項目	○住民避難訓練 - Jアラート(模擬)により受信した弾道ミサイルに係る情報を受け、防災アプリにより、住民・観光客等に情報伝達(多言語表示)を実施 - 屋外の公園から地下街(緊急一時避難施設)への避難を実施 ○初動対処訓練 - 弾道ミサイル発射時の市職員の初動対処を実施 - 国からのJアラート(模擬)、エムネット(模擬)を受け、情報伝達を実施
参加人数	60名
訓練の効果	○指定済みの緊急一時避難施設への避難について、住民への周知の機会となった。 ○避難誘導の際の導線の確認など、緊急一時避難施設への実際の活用にあたっての課題を検証することができた。



地下街への避難状況



地下街に避難し、頭部を守る動作を取る

要配慮者の避難

優良事例の特徴	自ら避難することが困難な者(老人福祉施設入所者)を対象に避難訓練を実施。歩行者や車椅子利用者を施設職員が介添し、窓のない部屋や廊下への避難誘導を行った。
主要訓練項目	○初動対処訓練 - 弾道ミサイル発射時の町職員の初動対処を実施 - 国からのJアラート(模擬)、エムネット(模擬)を受け、情報伝達を実施 ○住民避難訓練 - エムネットによる弾道ミサイルの発射情報を受け、地元消防署から消防防災吹鳴装置(屋外スピーカー)により、住民等に情報伝達を実施 - 屋外にいる住民、福祉施設利用者は消防コミュニティセンター、総合福祉施設へ避難。地元消防署員、福祉施設職員及び振興局職員は、避難誘導を実施
参加人数	40名
訓練の効果	○施設内における避難行動のあり方について、入所者と職員が実践を通じて習熟することができた。 ○施設職員と応援人員(振興局職員)との役割分担や連携のあり方について確認・協議する契機となった。



福祉施設職員の介添えによる避難



窓のない廊下に避難し、頭部を守る動作を取る

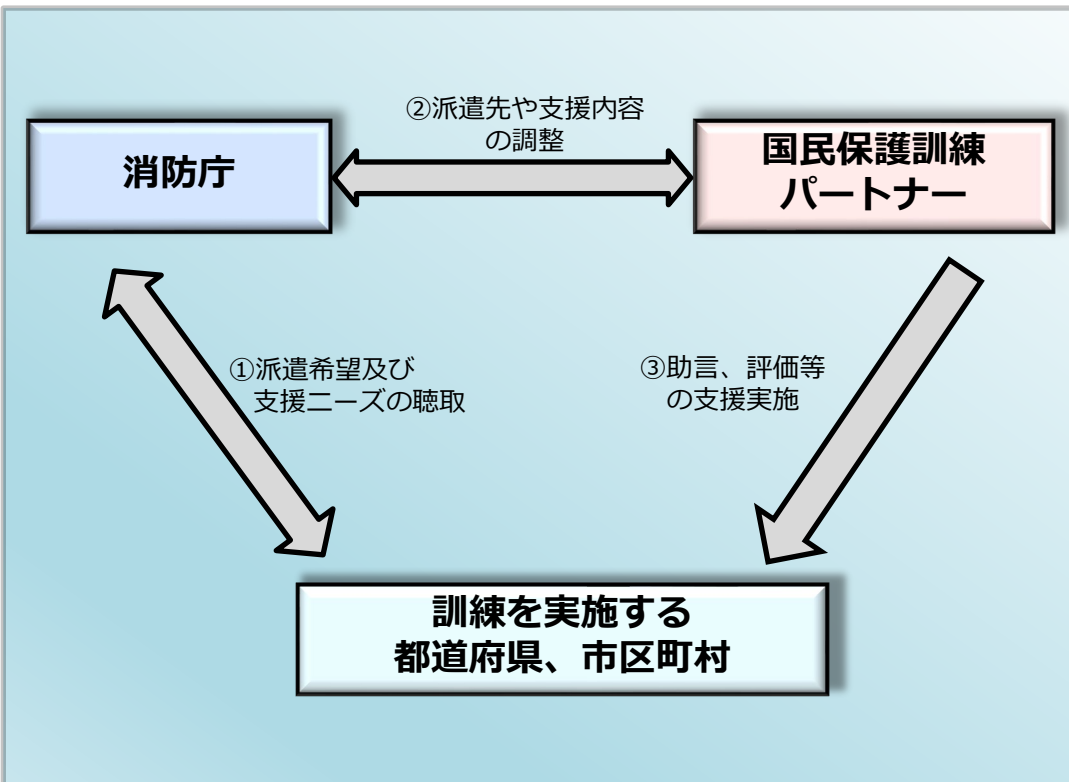
【留意事項】

- 今後、実践的な取組に関する調査・検証を行う予定としているので、候補自治体における調査にご協力いただきたい。
- 令和7年度中を目途に事例集を提供する予定であり、訓練の企画・実施において積極的に活用されたい。

【国費】【R7予算額 0.03億円】

○ 昨今の国際情勢を踏まえて、積極的な国民保護訓練の実施を国から自治体に呼びかけている中、自治体から国に求められる支援のニーズに応えるため、高度な知見を有する者を「国民保護訓練パートナー」として派遣し、訓練の企画・実施にあたり助言等の支援を行うことで、より効果的・実践的な訓練の実施を図る。

【事業のイメージ】



○国民保護訓練パートナーの支援内容

- ・ 訓練企画にあたっての助言
- ・ 訓練統制、コントローラー業務
- ・ 訓練実施後の評価

○支援する訓練の一例

- ・ 武力攻撃事態等や緊急処理事態を想定した都道府県や市町村の区域を越える住民の避難訓練など、近年の国重点訓練等の取組を踏まえた訓練
- ・ 国民保護措置に係る都道府県や市町村における緊急処理事態対策本部等の運営訓練



【図上訓練】



【実動訓練】

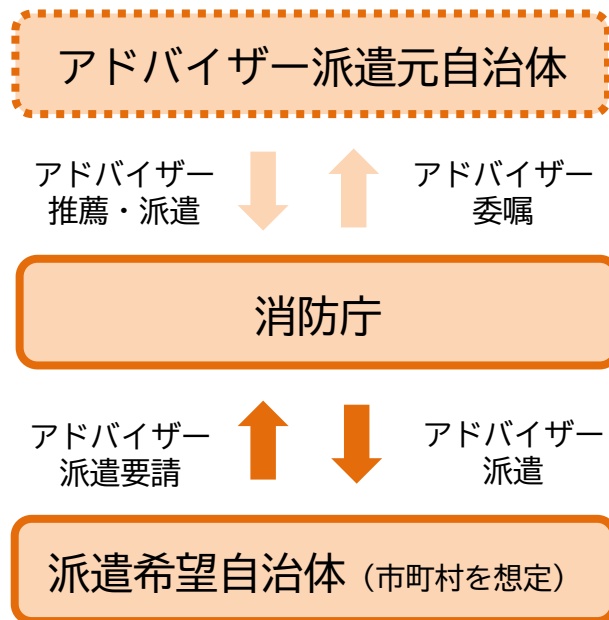
【留意事項】

- 今後、派遣自治体及び国民保護訓練パートナーと調整して、派遣先及び支援内容等を決定し、支援を行う。
- 令和7年度の共同訓練にあたり、積極的にパートナー制度を活用いただきたい。

【国費】【R7予算額 0.03億円】

- これまで、全国の都道府県単位での「パターン作成支援に係る研修会」を開催し、管内の市町村に対する一律の支援を実施。
- パターンの複数化・高度化への支援に係る要望の増加を踏まえ、研修会の開催に加え、知見を重ねた自治体職員等をアドバイザーとして希望する市町村へ派遣する事業を新たに実施。
 - ⇒ 高度なパターンの作成例・作成ノウハウの紹介や、パターン活用事例（関係機関との協議や、作成したパターンを用いた訓練等）の展開を通じ、全国の市町村におけるパターンの複数化・高度化への取組を一層支援。

【事業のイメージ】



【事業概要】

- パターン作成に関し知見を有する自治体職員等を消防庁のアドバイザー（※）として委嘱し、希望する自治体への派遣を通じて、パターン作成の取組を促進。
- 自治体の危機管理担当部局・職員に対し、アドバイザーから高度な事案（武力攻撃原子力災害や離島からの避難など、今後検討・取組が進んでいく分野を想定）の対処に係るパターンの新たな作成に向けた助言など、パターンの複数化・高度化に関する支援を実施し、更なる取組推進を図る。
- あわせて、自治体におけるパターン活用の実効性確保のための取組（パターンを用いた関係機関の役割分担の確認 等）に向けた支援を行うことも検討。

※ アドバイザーとして派遣される人員

自治体での危機管理部局の在籍歴が長く、国民保護訓練に関する知見も豊富な職員を主として想定。

【留意事項】

- パターンの複数化・高度化に向けて、アドバイザー派遣事業を積極的に活用いただきたい。
- 今後、アドバイザー派遣希望の募集を開始し、希望する自治体に随時アドバイザーを派遣する予定。

【国費】【R7予算額 0.05億円】

- 爆風等からの被害軽減に有効な地下施設等の緊急一時避難施設の指定を促進するため、知見を蓄積した自治体職員等を希望する自治体へアドバイザーとして派遣し、成果の全国的な展開を実施。
- 緊急一時避難施設指定の促進のためのアドバイザー派遣に係る経費。



【地下施設等の緊急一時避難施設の指定促進】



【民間施設の緊急一時避難施設としての指定促進】

【留意事項】

- 緊急一時避難施設の指定に向けて、(特に、指定権者である都道府県及び政令市においては、) アドバイザー派遣事業を積極的に活用いただきたい。今後、アドバイザー派遣希望の募集を開始し、希望する自治体に随時アドバイザーを派遣する予定。

10. 災害時の通信・ 情報伝達体制などの充実強化

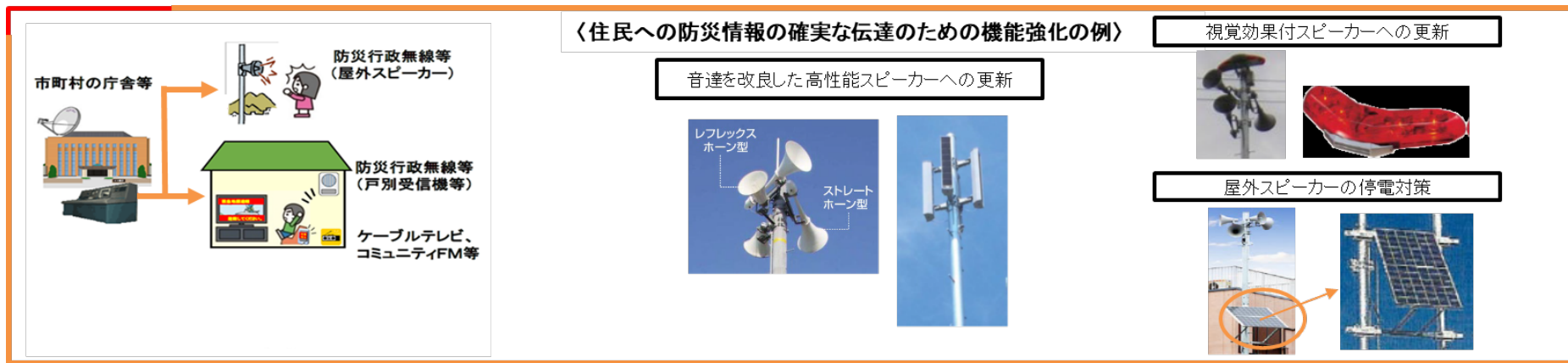
背景・課題

○災害時に情報を住民に確実に伝達することが重要。

施策の概要

○市町村に対し通信技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣することにより、地域特性を踏まえた最適な伝達手段を整備するための課題を解決し、災害情報伝達手段の整備を促進。【国費】【R6補正予算額 0.3億円】

○防災行政無線のデジタル化等について、緊急防災・減災事業債の活用が可能。また、戸別受信機等の配備に要する経費等について、特別交付税措置【地方財政措置】



財政措置

＜緊急防災・減災事業債＞

- 【防災行政無線のデジタル化】アナログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合
- 【戸別受信機等の設置】同報系の親局等を整備する場合に、屋外スピーカー等と一体として「戸別受信機」を整備する場合
- 【代替整備】防災行政無線の「代替」となる同報系システムを整備する場合
- 【防災行政無線等の機能強化】住民への防災情報の確実な伝達のための「機能強化」(音道を改善・視覚効果付き・停電対策を実施した屋外スピーカー等)を図る場合
- 【携帯電話網等を活用した情報伝達システム】携帯電話網等を活用した情報伝達システムについて、庁舎側のサーバー等の整備を伴う場合
- 【災害情報伝達手段への一斉送信システム】災害情報伝達手段への一斉送信システムについて、庁舎側のサーバー等の整備を伴う場合

＜特別交付税措置＞

- 【戸別受信機等の設置】戸別受信機等を貸与により配備する場合
- 【庁舎側設備のソフト改修等】一斉送信機能導入に伴うシステム改修等について、サーバー等の整備を伴わない場合

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体におかれては、引き続き防災行政無線をはじめとする災害情報伝達手段の多重化・強靱化を積極的に進めていただきたい。
- その際は、障害者・外国人等に対しても、確実に情報を伝達できるようにすることに留意いただきたい。
- また、必要に応じて、一斉送信機能※の導入についても検討いただきたい。

※ 複数の情報伝達手段に一斉に災害情報を配信する機能

背景・課題

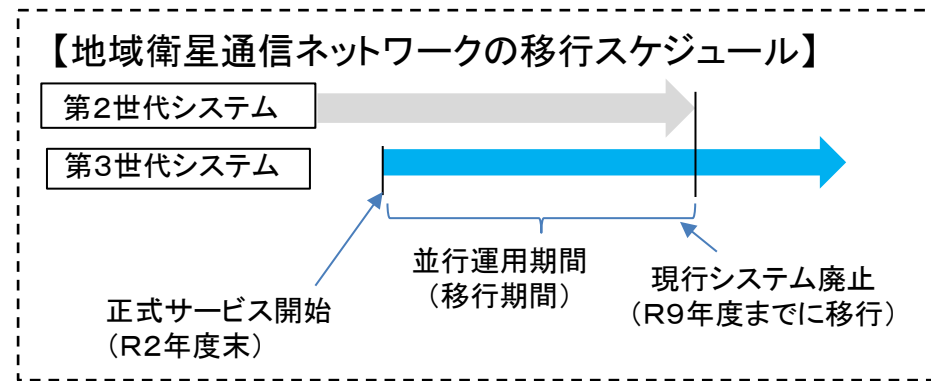
- 災害発生時には地上系の通信網が被災して使用できなくなるおそれがあることから、災害の影響を受けにくい地域衛星通信ネットワーク等の衛星系ネットワークを市町村まで整備することが重要
- 地域衛星通信ネットワークの第2世代システムは、令和9年度をもって終了することから、令和9年度までに都道府県において第3世代システム等の整備が必要

施策の概要

- 地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的整備を推進
- 地域衛星通信ネットワーク第3世代システムの特徴
 - ①整備コストを大きく削減可能 ②機器小型化による設置場所の省スペース化 ③性能面が大きく向上



↑ アンテナ、室内機器ともに小型かつ低コスト



財政措置

- 都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムに係る整備事業について、「緊急防災・減災事業債」の活用が可能

今後の取組・留意事項

- 地域衛星通信ネットワークの第2世代システムは令和9年度をもって終了することから、**令和9年度までに着実な第3世代システム等の整備に取り組まれない**

背景・課題

- 自治体での非常通信手段の確保については、国が策定する防災基本計画等において、衛星通信等により、孤立する懸念のある地域の住民と市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう促してきた。
- 自治体向けの会議等においても、衛星携帯電話の紹介を行うなど、非常用通信手段の設置を促進。
- 令和6年能登半島地震では、地形的特徴も相まって多数の孤立集落が発生し、特に発災当初の通信途絶が生じている間、通話やデータの送付等が困難で意思疎通の手段に制約が生じるなど通信手段の確保が課題となった。その際、現地で活動した地元消防本部や緊急消防援助隊においては衛星通信等が有効な代替手段となった。

＜衛星携帯電話をはじめとした衛星通信等の例＞



衛星携帯電話



衛星インターネット



地域衛星通信ネットワーク

施策の概要

- 孤立するおそれのある地域における衛星携帯電話等の設置について、優良事例の調査を行い、その結果を他の自治体と共有するなど、非常用通信手段の確保が進むよう、関係府省等と連携し、取組を進める。

財政措置

- 指定避難所における避難者の生活環境の改善のための衛星通信を使ったWi-Fi整備について、特別交付税措置（措置率0.7）又は緊急防災・減災事業債（※）の活用が可能
（※ 特別交付税措置は非適債事業、緊急防災・減災事業債は適債事業）
- 公共・公用施設への衛星電話の配備に係る経費について、特別交付税措置（措置率0.7）

今後の取組・留意事項

- 災害時に孤立するおそれのある地域において地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意いただきたい。

NET119の導入促進及び電話リレーサービスにおける新たな取組に係る対応【継続】

背景・課題

- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするため、多様な通報手段を確保するとともに、消防本部として当該通報に関して適切な対応をとることが重要。

施策の概要

- 音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、スマートフォンの画面へのタッチ又は文字入力により、いつでも全国どこからでも119番通報ができるシステム(NET119緊急通報システム)の全国の消防本部での導入を引き続き促進。
- 聴覚障害者と聴者を手話通訳オペレーター等を介して電話で即時双方向につなぐ電話リレーサービス※からの119番通報について、利用者が自身の声で相手方に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にする「文字表示電話サービス」が新たに開始されること等を踏まえ、適切な対応が図られるよう周知。

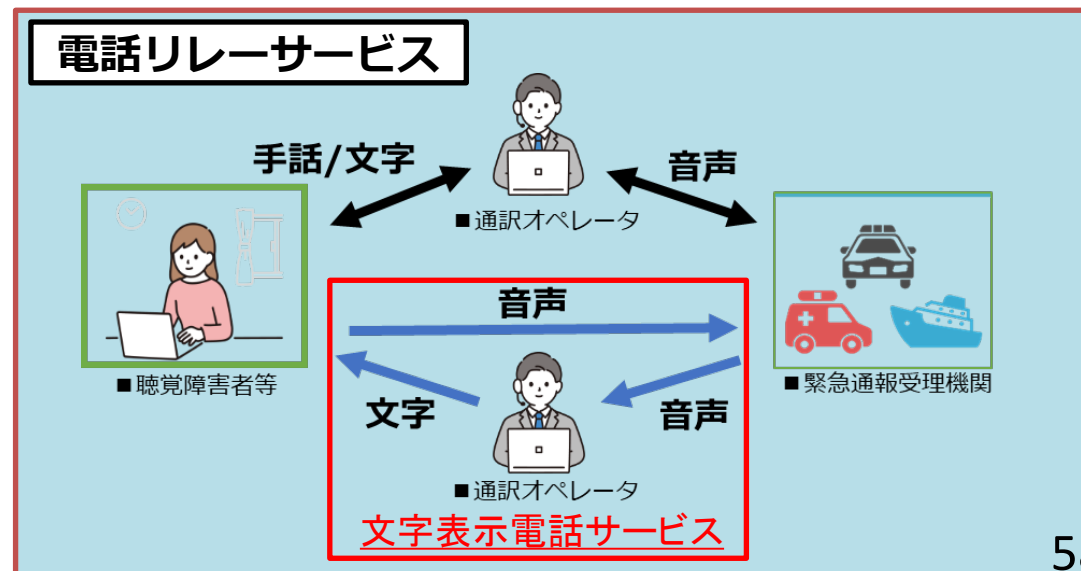
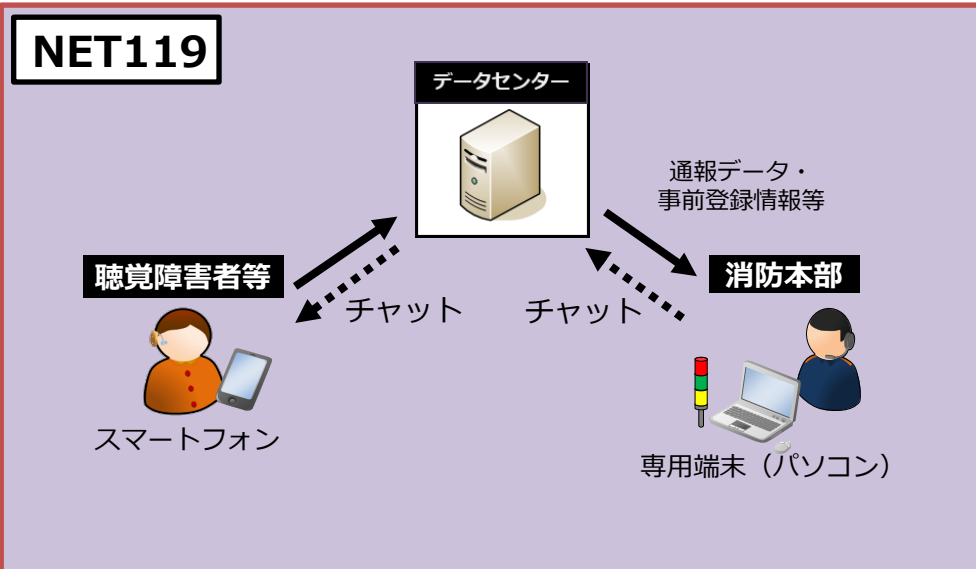
※ 電話リレーサービスについては(一財)日本財団電話リレーサービスが運営

財政措置(NET119)

- 全国の消防本部がNET119緊急通報システムを運用するための経費について、地方交付税措置

今後の取組・留意事項

- NET119緊急通報システムについて早期に導入を図っていただきたい。
- 「文字表示電話サービス」について、令和7年1月23日から開始されたことから、適切に対応いただきたい。



12. 中古消防車両等の 海外寄贈への協力

国内で更新対象となった消防車両等（例：ポンプ車、化学自動車、救急車）の海外寄贈は、開発途上国の災害対応能力等の向上に寄与するだけでなく、我が国の「顔の見える国際協力」として極めて効果の大きい事業であり、国際貢献・国際交流の観点からもその拡大が期待されています。

消防庁では、外務省、日本消防協会、日本外交協会と連携して、消防車両等の海外寄贈の更なる拡大に向けて、その取り組みを強化しております。（消防庁：寄贈可能車両の把握等 外務省：海外ニーズの把握等 日本消防協会及び日本外交協会：車両寄贈手続き等）

各消防本部におかれましても、これまで以上に、寄贈要請に応じて頂きますよう、お願いします。

なお、近年の寄贈実績を含む中古消防車両の海外寄贈に関する情報を消防庁ホームページに掲載しています。
<https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-8.html>

【寄贈実績】

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
日本消防協会	61	60	48	40	52	50
日本外交協会	31	40	54	19	56	58
その他	19	16	33	22	46	61
合 計 (台)	111	116	135	81	154	169

【寄贈先と寄贈元】※平成30年度～令和5年度

153消防本部、84消防団からの寄贈

アジア 15カ国、中南米 15カ国、
 アフリカ 19カ国、大洋州 9カ国
 中近東1カ国、欧州5カ国

【具体例】

ブータンへの消防車両寄贈（令和6年3月）

- ・日本消防協会を通じて水槽付き消防ポンプ車1台、消防ポンプ車2台、小型動力ポンプ式積載車の合計4台を寄贈。
- ・車両寄贈に併せて日本消防協会から3名、東京消防庁から2名が現地にて技術指導を実施。（ODA資金を活用）



技術指導研修修了証を授与された研修生



訓練の様子（車両取扱い説明）



訓練の様子（資機材取扱い説明）



ナウルでの救急車寄贈（感謝のSNS）

- ・救急車の寄贈を受け、感謝の気持ちを政府のSNSを通じて発信



ナウル共和国政府観... @nau... · Apr 25 ...

日本からナウル共和国へ救急車の寄贈をいただきました。ダゲアゴ保健大臣がナウル共和国政府を代表して受領をさせていただきました。

元々は埼玉県川口市で使われていた車両だそうです。今回の贈呈はナウル共和国国内でも大きく報道されています。ありがとうございます。



問い合わせ先

	目次	問い合わせ先		連絡先
p.3	緊急消防援助隊基本計画の改定について	広域応援室	広域応援計画係	03-5253-7569 k.keikaku[at]ml.soumu.go.jp
p.4	能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化	広域応援室	広域応援計画係	03-5253-7569 k.keikaku[at]ml.soumu.go.jp
p.5	消防防災ヘリコプターの夜間運航体制の強化	広域応援室	航空企画係	03-5253-7569 fdma-koukuu[at]ml.soumu.go.jp
p.6	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における緊急消防援助隊アクションプラン(案)	広域応援室	広域応援企画係	03-5253-7569 kouiki-kikaku[at]ml.soumu.go.jp
p.7	緊急消防援助隊の出動時における活動調整について	広域応援室	広域応援企画係	03-5253-7569 kouiki-kikaku[at]ml.soumu.go.jp
p.9	官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発の推進	予防課(消防技術政策担当)		03-5253-7541 gisei2[at]ml.soumu.go.jp
p.10	消防指令システムの標準化	防災情報室	情報企画係	03-5253-7526 119tec[at]ml.soumu.go.jp
p.11	消防業務システムのクラウド化	防災情報室	情報企画係	03-5253-7526 119tec[at]ml.soumu.go.jp
p.12	災害時の映像情報共有手段の充実 (消防庁映像共有システムの利用促進)	防災情報室	通信管理係	03-5253-7526 fireradio[at]ml.soumu.go.jp
p.14	消防の広域化及び連携・協力の推進	消防・救急課	広域化推進係	03-5253-7522 keibou[at]ml.soumu.go.jp
p.15	消防本部における災害対応ドローン(水中ドローンを含む)の整備	消防・救急課	警防係	03-5253-7522 keibou[at]ml.soumu.go.jp
p.16	ドローン活用人材の育成を通じた災害対応能力強化	消防・救急課	警防係	03-5253-7522 keibou[at]ml.soumu.go.jp
p.17	津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画等の策定	消防・救急課	警防係	03-5253-7522 keibou[at]ml.soumu.go.jp

問い合わせ先

	目次	問い合わせ先		連絡先
p.18	女性消防吏員の更なる活躍推進	消防・救急課	職員係	03-5253-7522 shokuin[at]soumu.go.jp
p.19	女性消防吏員の更なる活躍推進	消防・救急課	職員係	03-5253-7522 shokuin[at]soumu.go.jp
p.21	マイナ救急〔マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化〕	救急企画室	救急企画係	03-5253-7529 kyukyukikaku[at]soumu.go.jp
p.22	救急安心センター事業（＃7119）の全国展開	救急企画室	救急企画係	03-5253-7529 kyukyukikaku[at]soumu.go.jp
p.24	消防団拠点施設の耐震強化	地域防災室	消防団係	03-5253-7561 syobodan[at]ml.soumu.go.jp
p.25	救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付	地域防災室	消防団係	03-5253-7561 syobodan[at]ml.soumu.go.jp
p.26	消防団設備整備費補助金	地域防災室	消防団係	03-5253-7561 syobodan[at]ml.soumu.go.jp
p.27	消防団災害対応高度化推進事業	地域防災室	消防団係	03-5253-7561 syobodan[at]ml.soumu.go.jp
p.28	消防団員のドローン操縦資格の取得を通じた災害対応能力強化	地域防災室	消防団係	03-5253-7561 syobodan[at]ml.soumu.go.jp
p.29	消防団の力向上モデル事業	地域防災室	消防団係	03-5253-7561 syobodan[at]ml.soumu.go.jp
p.30	自主防災組織等活性化推進事業	地域防災室	住民防災係	03-5253-7561 chiikibousai[at]ml.soumu.go.jp
p.31	防災意識向上プロジェクト	地域防災室	住民防災係	03-5253-7561 chiikibousai[at]ml.soumu.go.jp
p.32	地域防災力充実強化大会	地域防災室	住民防災係	03-5253-7561 chiikibousai[at]ml.soumu.go.jp

問い合わせ先

	目次	問い合わせ先		連絡先
p.34	感震ブレーカーの普及啓発	予防課	予防係	03-5253-7523 yobouka-y[at]ml.soumu.go.jp
p.35	住宅における電気火災対策について	予防課	予防係	03-5253-7523 yobouka-y[at]ml.soumu.go.jp
p.36	住宅防火対策の推進(住宅用火災警報器の設置・維持管理)	予防課	予防係	03-5253-7523 yobouka-y[at]ml.soumu.go.jp
p.38	防災拠点となる公共施設等の耐震化等	防災課	震災対策係	03-5253-7525 sintai[at]soumu.go.jp
p.39	応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備	防災課	防災企画係	03-5253-7525 bousaikikaku[at]soumu.go.jp
p.40	災害応急対策を継続するための移動式燃料給油機の整備	防災課	震災対策係	03-5253-7525 sintai[at]soumu.go.jp
p.41	防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備	防災課	震災対策係	03-5253-7525 sintai[at]soumu.go.jp
p.42	トイレカーの整備	防災課	震災対策係	03-5253-7525 sintai[at]soumu.go.jp
p.43	セントラルキッチンとして活用される施設の耐震化等	防災課	防災企画係	03-5253-7525 bousaikikaku[at]soumu.go.jp
p.44	市町村の災害対応力強化のための研修・訓練	防災課	防災企画係、 防災調整係	03-5253-7525 bousaikikaku[at]soumu.go.jp bousaityousei[at]ml.soumu.go.jp
p.45	災害時における携帯電話事業者の保有する位置情報の提供	防災情報室	通信企画係	03-5253-7526 location_search[at]ml.soumu.go.jp
p.47	国民保護のための避難行動の周知促進	国民保護室	企画係・運用係	03-5253-7550 soudan-pattern[at]ml.soumu.go.jp
p.48	全国瞬時警報システム(Jアラート)の新型受信機の整備・ 連携する情報伝達手段の多重化等	国民保護室	運用係	03-5253-7551 renraku-jalt[at]soumu.go.jp

問い合わせ先

	目次	問い合わせ先	連絡先
p.49	国民保護共同訓練の充実強化	国民保護運用室 調整第一係、 調整第二係	03-5253-7551 fdma- kokuhokunren[at]ml.soumu.go.jp
p.50	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練優良事例集作成事業	国民保護運用室 調整第一係、 調整第二係	03-5253-7551 fdma- kokuhokunren[at]ml.soumu.go.jp
p.51	国民保護訓練パートナー制度による県主導訓練の高度化事業	国民保護運用室 調整第一係、 調整第二係	03-5253-7551 fdma- kokuhokunren[at]ml.soumu.go.jp
p.52	避難実施要領のパターン作成に係るアドバイザー派遣事業	国民保護運用室 企画係	03-5253-7550 soudan-pattern[at]ml.soumu.go.jp
p.53	緊急一時避難施設指定推進アドバイザー派遣事業	国民保護室 企画係	03-5253-7550 soudan-pattern[at]ml.soumu.go.jp
p.55	防災行政無線等の災害情報伝達手段の多重化	防災情報室 通信企画係	03-5253-7526 bgm-boujo[at]ml.soumu.go.jp
p.56	災害時の映像情報共有手段の充実 (地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的整備)	防災情報室 通信管理係	03-5253-7526 fireradio[at]ml.soumu.go.jp
p.57	災害時に孤立するおそれのある地域における情報連絡体制の確保	防災情報室 通信管理係	03-5253-7526 fireradio[at]ml.soumu.go.jp
p.58	NET119の導入促進及び電話リレーサービスにおける 新たな取組に係る対応	防災情報室 情報企画係	03-5253-7526 119tec[at]ml.soumu.go.jp
p.60	海外への消防車両の寄贈について	参事官室 国際協力係	03-5253-7507 fdma.kokusai[at]soumu.go.jp